

「介護職員処遇改善交付金」制度の延長を求める意見書

一昨年からの介護保険制度では、深刻な人材不足と経営危機打開を目的に介護報酬の引き上げが行われました。さらに、介護従事者の処遇を改善するために「介護職員処遇改善交付金」制度も作られ今日に至っています。しかし、いまだに介護事業者の経営は厳しく、介護従事者の離職率は高い状況があります。

「介護職員処遇改善交付金」は、3年間の時限措置となっています。また、その対象者は介護職員に限られ、同じ職場で働いている看護師や管理栄養士、事務職などは対象となっていません。深刻な人材不足を打開する目的であるこの制度は、その効果を十分発揮するよう改善することが求められています。

よって、政府におかれましては、「介護職員処遇改善交付金」制度を来年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡充や、保険料への影響も考慮し、抜本的な改善を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日

尾道市議会

関係行政庁あて